社労士 ふ く し ま 月間情報

No.209
2014.12 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252
発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3
http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～　県会情報　・年金労働相談会及びセミナー　・研修会の予定
・会員名簿の作成　・年金・労働総合相談所
・電子申請どうでしょう
P3～　連合会情報　・毎月勤労統計調査　・マイナンバー制度
・個別労働紛争解決研修(平成 26 年度・応用研修)
・連合会 HP 会員専用ページ情報
・社労士の懲戒処分
P4～　関係機関だより　・厚生労働省
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
事務局だより
P6～　政連だより

県　会　情　報

1. 東日本大震災復興支援事業「年金・労働相談会及びセミナー」の開催について

平成 27 年 1 月 27 日（火）福島県立医科大学付属病院において、街角の年金相談センター福島に協力いただき、年金労働無料相談会及びセミナーを開催いたします。
詳細については、別添チラシをご覧ください。

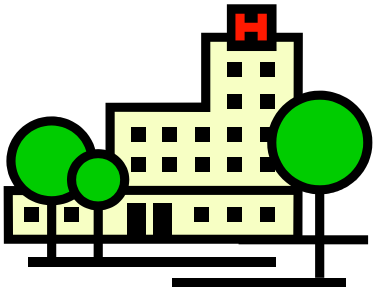

2. 研修会の予定

H27年3月4日 13：30～16：30 福島テルサ	相談所 第2回 研修会	問題社員に関する対応の仕方について（仮題） 「多様な正社員」に対する労務管理について（仮題）	野口＆パートナーズ法律事務所 弁護士　野口大　氏

※年金労働総合相談所第 2 回研修会の開催案内については、1 月の月間情報に同封いたします。参加を希望される方は、ご予定いただき忘れずお申込みください。

3. 名簿の作成について

平成27年2月1日付で新しい名簿を作成する予定です。変更事項または誤りがありましたら平成26年1月9日（金）までにご連絡ください。名簿は、会員のほか関係行政及び関係団体へ配布することとなります。なお、住所・事務所所在地等を変更された場合、FAXを新設された場合等は、所定の手続が必要となりますのでご連絡ください。

4. 年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金･労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
26 年度(10 月)	6 件	6 件	5 件	5 件
11/26(水)	0 件	0 件	1 件	1 件
今年度実績	6 件	6 件	6 件	6 件
総計	H15.6～26.11　149 件		19.7～26.11　99 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
11/12～12/3	1 件	1 件	3 件	3 件

＜次回相談員＞

○年金・労働総合相談所

【12/24】

・渡邉浩美・大橋隆一

○被災者支援無料相談会

【12/10】佐野文男

【12/17】鈴木健夫

【1/7】　坂巻量仁

電子申請どうでしょう【第 16 回】

みなさま、こんにちは。電子申請やっていますか？とその前に、連合会から発行されている「月刊社労士 2014. 11 月号」はすでにお読みになりましたか？実は先月発行された月刊社労士には、電子申請をはじめるにあたってのわかりやすい解説の記事が掲載されているのです。「月刊社労士 2014. 11 月号」P52～P55、総務省行政管理局　情報システム管理室長　齋藤壽男氏による、「e-Gov 電子申請早わかり～事前準備編」でございます。これから電子申請をはじめる方は、是非ともご一読下さい。そして、電子申請のスタートである「電子証明書」取得についても、同じくさきほどの月刊社労士 P20～P21 に掲載されております。また、昨年ではありますが、「第２回電子申請どうでしょう」は、私の「電子証明書」取得までの体験レポートとなっておりますのであわせてお読み頂くと、「電子証明書」取得があっという間にできるかもです（笑）。

今はパソコン、スマホのインターネット等を駆使して、知りたい、手に入れたい情報をいつでも取得することが出来ます。しかし、それゆえに情報が点と点で存在してしまい、それらの点となっている情報をつなげて、関連づけられたものとして取得するときには、思っていたよりも時間がかかってしまうときがあるかもしれません。今回の電子申請をはじめるための情報もしかり、いわゆる取扱説明書のようなもの、手にとって確認できるものが必要であると考えます。

今年の２月には「電子申請フェア」を開催させていただきました。そこでは会員のみなさまに、各業務ソフト会社様による電子申請を含めた操作等を実際にみていただき、そして体験もしていただきました。また、私自身も、もっと電子申請を理解し、体験してみたいという気持ちがあり、自分が使用している業務ソフト会社主催の電子申請についてのセミナーを仙台で受講してきました。そのときには、当委員会副委員長と偶然同席いたしました（笑）。さきほどの取扱説明書や手にとって確認できるもの、そして見て触れて、体験するといったことが、とても大事なことであると思います。上記の記事も含め、特に電子申請をはじめるきっかけや、快適に電子申請をすすめるための、点と点になっている情報や体験を、つなげる役目、提供する役目として、当委員会がきっかけとなることが出来ればよいと考えております。

最後になりましたが、電子申請をしている先生方は、パソコンのウィルス対策はどうなされていますか？先日、ある先生と電子申請をするうえでのウィルス対策についてお話しする機会があり、ほかの先生方はどうしているのかな？と話題になりました。確かに、１００％完璧な対策方法はないかもしれませんが、私達が扱う情報は個人情報の最たるもので、情報の流出は絶対にあってはならないことです。よりよい対策・防止方法等があれば、ぜひご教示いただけるとありがたいです。そんな電子化を進めている先生方の情報、体験も共有させていただければ幸いです。これからもどうぞ宜しくお願い致します！

電子化推進特別委員会　委員　白岩裕和（福島支部）

連合会情報

1．　毎月勤労統計調査(第二種事業所)に対する調査協力依頼について（P9）

別紙（P9）のとおり厚生労働省より調査協力依頼がありました。ついては、会員事務所及び関与先事業所が調査の対象に指定されました際にはご協力方よろしくお願いいたします。

2．　マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が成立し（平成 25 年 5 月 31 日公布）、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入されます。

個人番号については、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入され、一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民問わず様々な用途で活用が可能とされています。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成 27 年 10 月から個人番号・法人番号の通知、平成 28 年 1 月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています。

連合会からは月刊社労士 2014 年 9 月号にて会員向けに本制度についてご案内させていただいております（「連合会発信情報」をご確認ください）。

詳細については、連合会 HP をご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/topics/mynumber.html

3．　日本労使関係研究協会（JIRRA）が実施する「個別労働紛争解決研修(平成 26 年度・応用研修)」について

日本労使関係研究協会（JIRRA）が実施する個別労働紛争解決研修・応用研修は個別労働紛争解決の実務のスキルアップを図ることを目的とした研修です。受講対象は社会保険労務士、基礎研修修了者等です。

最新の法改正や労働判例の動向について理解を深めるとともに、実践的な事例研究や模擬労働審判トレーニングを通じて、解雇、労働条件の引き下げ、ハラスメント等、複雑化・多様化する紛争事案に対応する能力の修得・向上をめざします。

定員に若干の余裕がありますので、詳細につきましては日本労使関係研究協会（JIRRA）HP をご覧ください。

※本セミナーは、連合会、都道府県会が開催するセミナーではございません。お申込み・お問い合わせは、日本労使関係研究協会（JIRRA）に直接行っていただきますようお願いいたします。

4．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 児童扶養手当の支給対象となる場合における障害基礎年金の子の加算の支給事務の取扱いの見直しについて
- 平成 26 年度　被保険者資格再確認業務について

５．　社会保険労務士の懲戒処分について

月刊社労士 11 月号に懲戒処分について掲載されていましたので、抜粋しました。

【処分内容】　3 か月の社会保険労務士の業務の停止（平成 26 年 10 月 1 日から 3 か月）

【処分理由】　(1)地域再生中小企業創業助成金の支給申請業務を受託したにもかかわらず、申請手続きを行わなかった。

(2)労働保険の手続業務を受託したにもかかわらず、所轄公共職業安定所長あてに所定の届出を行わなかった。

(3)労働保険関係の消滅及び成立の手続について、正当な理由なく法定期限までに所轄労働基準監督署長あてに所定の届出を行わなかった。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

【処分内容】　1 年の社会保険労務士の業務の停止（平成 26 年 10 月 1 日から 1 年）

【処分理由】　A 社に事業所内保育施設設置・運営等助成金を不正受給させることを目的として、A 社に代わり、自ら真正の事実に反した内容で当該申請書に偽造された「領収書」「公示請負契約書」「工事費内訳書」を添付し、平成 22 年 7 月 28 日に茨城労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項の懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。

※詳細については、62 ページをご覧ください。

関係機関だより

1. 犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう（パンフレット）
・・・厚生労働省

2. 最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月 5 日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 石塚忠晴会員（郡山支部）、藍綬褒章受章

石塚忠晴会員が調停委員の永年の功績が認められ、平成 26 年秋の褒章受章者として藍綬褒章を受章されました。

※ 県会 HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

11 月 1 日～30 日　総アクセス数 1,123（内訳：新規 738　リピーター：385）

※ 「社会保険労務士手帳 2015」の無償配布について

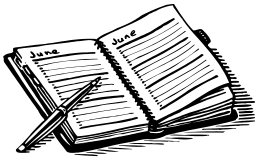

「社会保険労務士手帳 2015」を１冊同封いたしましたのでご活用ください。

※ 年末年始の休みのお知らせ

県会事務局は 12 月 27 日（土）～1 月 4 日（日）まで休みとなります。

会務報告及び予定

11月　19日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との連絡会議
（東北福島年金事務所）
19日　会津支部研修会（会津アピオスペース）
21日　街角の年金相談センター運営部長会議（浜松町東京會舘）
21日　いわき支部研修会（いわき市生涯学習プラザ）
26日　第139回年金・労働総合相談所（事務局）
28日　倫理研修（ビッグパレットふくしま）

12月　2日　退職・社労士会セミナー（コラッセふくしま）
全国一斉電話相談会（事務局）
10日　年金・労働無料相談会（東邦銀行本店営業部）
11日　年金・労働無料相談会（東邦銀行郡山支店）
13日　年金事務所相談員スキルアップ研修（県会事務局）
17日　年金・労働無料相談会（東邦銀行白河支店）
18日　街角の年金相談センター運営部委員会
街角の年金相談センター福島事務局会議（年金相談センター）
19日　第2回広報委員会（コラッセふくしま）
24日　第140回年金・労働総合相談所（事務局）
20日、21日　街角の年金相談センター・センター長部門長会議
（会議ステーションコンファレンス東京）
1月　9日　新年あいさつ周り
9日　福島県行政書士会新年賀詞交歓会（郡山ﾋﾞｭｰﾎﾃﾙｱﾈｯｸｽ）
15日　連合会新春賀詞交歓会（パレスホテル東京）
20日　労務診断結果報告会（福島県社会福祉協議会）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	12/1 付 入会 開業	菱野　義将	福島県社会保険指導協会 福島市宮町 2-41 福島セントラルハイツ206 TEL 090-3644-7675
		12/15 付 入会 開業	宮嵜　智也	みやざき社会保険労務士事務所 福島市大森字鶴巻 6-17㈲大和田会計事務所内 TEL 024-546-2050 FAX 024-546-2055
	郡山	12/15 付 入会 法人社員	橋本　大輔	社会保険労務士法人新田事務所 郡山市八山田 5-372 TEL 024-935-2925 FAX 024-935-2935
		12/15 付 入会 法人社員	新田　太郎	社会保険労務士法人新田事務所 郡山市八山田 5-372 TEL 024-935-2925 FAX 024-935-2935
	いわき	12/1 付 入会 開業	小林　大輔	小林大輔社会保険労務士事務所 いわき市平字紺屋町 45　紺屋町ビル３F TEL 0246-21-3011 FAX 0246-37-5051
【変更】	郡山	P12	若松　由美	事務所所在地・電話・FAX 番号 郡山市安積町荒井字西原山 4-1 ワールドビル 202 TEL 024-954-9128 FAX 024-954-9129
			渡部　裕之	事務所所在地・電話・FAX 番号 郡山市方八町 2-14-16 TEL 024-955-6037 FAX 024-955-6038

政 連 だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【活動報告】

○11月26日　福島県議会議員との懇談会　（正副会長他　計9名出席）

福島県庁自民党控室にて福島県議会議員との懇談会を開催し、桜田葉子県議会議員、先崎温容総務委員会副委員長、福島県総務部行政経営課担当者に出席いただきました。

福島県社会保険労務士会の概要、東日本大震災後の活動、労働条件審査についての活動等情報交換を行い、渡辺義信総務委員会委員長あて「指定管理者の選定等における労働条件審査の導入」及び「指定管理者の選定のための委員会への社会保険労務士の登用」についての要望書を手渡しました。また、福島県鈴木正晃総務部長あてにも同様に要望書を送付いたしました。

《要望書》

福島県議会議員

総務委員会委員長　渡辺義信　殿

要　望　書

平成 26 年 11 月 26 日

福島県社会保険労務士政治連盟会長　宍戸宏行

福島県社会保険労務士会会長　金子昌明

1．指定管理者の選定等における労働条件審査の導入

公共サービス基本法においては、国、地方公共団体は、安全かつ良好な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする、公共サービス基本法（平成21年5月20日法律第40号）又、総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）においては、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することとなっております。

しかし、行政改革の進展などにより、公共事業や指定業務を委託する場合、競争入札方式が多く採用されることにより、落札を目指す入札参加業者の中には低廉な入札価格での参入を図るため、雇用する労働条件の引き下げや、安全対策を軽視するなどをして、公正な競争が阻害され、公共サービスが低下しているとの弊害も指摘されています。

こうした事態の対策として、公契約基本法や公契約条例の制定や入札制度における総合評価方式の導入が複数の自治体において実施されております。また、国においては、法務省が平成24年度から「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の民間競争入札実施」に関し、労働・社会保険諸法令の遵守状況の審査を実施し、当全国社会保険労務士会連合会が受託、この競争入札に参加する事業所の「労働条件審査」を実施いたしました。

弊会では、公共工事請負業者、民間委託業務受託者、公共事業指定管理者の選定の際、または受注後の契約の履行に当たり、「労働関係法令の遵守」と「適正な労働条件の確保」を担保する重要な指標として「労働条件審査」を導入されるよう要望申し上げます。

2．指定管理者の選定のための委員会への社会保険労務士の登用

指定管理者等の選定のための委員会において、労働・社会保険諸法令に精通する社会保険労務士を登用いただくことで、総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）の６の「労働法令の遵守」や「雇用・労働条件への適切な配慮」に寄与したく存じます。

総行経第３８号
平成２２年１２月２８日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成１５年９月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第２５２条の１７の５に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

1　指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

2　指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。

3　指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4　指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5　指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

6　指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

7　指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。

8　指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

【第47回衆議院議員総選挙】

福島県社会保険労務士政治連盟では、第47回衆議院議員選挙（12月2日公示、14日投開票）において下記推薦理由に基づき、以下の候補者を推薦することといたしました。

《福島県社会保険労務士政治連盟推薦者》

1区　：　民主党　金 子 恵 美　氏
2区　：　自民党　根 本　　匠　氏
3区　：　民主党　玄葉光一郎　氏
5区　：　民主党　吉 田　　泉　氏

《推薦理由》

・社会保険労務士議員懇談会に所属している国会議員である。（3区玄葉氏）
・過去の法改正等を含み、今回の第8次社会保険労務士法改正の成立において協力を得た。（2区根本氏、3区玄葉氏、5区吉田氏）
・社会保険労務士制度40周年記念式典と社労士会労働紛争解決センター福島の設立における開所式にご本人が出席され、社労士制度にご理解をいただいた。（1区金子氏）

各候補者事務所を訪問、全国社会保険労務士政治連盟の推薦状及び陣中見舞をお渡しし、下記誓約書について推薦者全員より署名押印いただきました。

誓約書

このたびの第47回衆議院議員選挙において、貴政治連盟の推薦候補者としてご支援を賜るにあたり、以下の事項を守ることを、ここにお誓いいたします。

記

本選挙に当選した暁には、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行います。

以上

全国社会保険労務士政治連盟
会長　堀谷　義明　殿

平成 26 年　　月　　日
選挙区
氏　名　　㊞

《支援状況等》

1区　金 子 恵 美 氏・・・11月28日　推薦状等持参（宍戸政連会長）
　　12月 2日　出陣式出席（宍戸政連会長）
2区　根　本　匠 氏・・・11月26日　郡山連合後援会緊急拡大役員会出席（宍戸政連会長）
　　11月29日　推薦状等持参、事務所開き出席（大橋幹事）
　　12月11日　総決起大会出席（大橋幹事・予定）
3区　玄葉光一郎 氏・・・12月 2日　推薦状等持参（星副会長）
5区　吉 田　　泉 氏・・・12月 1日　推薦状等持参（金子副会長、吉田幹事長）
　　12月 2日　出陣式出席（吉田幹事長、菊地幹事）

統発１１２０第３号
平成２６年１１月２０日

全国社会保険労務士会連合会会長　様

厚生労働省大臣官房統計情報部長

毎月勤労統計調査（第二種事業所）への調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

毎月勤労統計調査は、労働者の雇用、賃金及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて、民営のみならず官公営の事業所も対象として実施しています。対象事業所は、事業所の規模に応じ、常用労働者を３０人以上雇用する事業所を第一種事業所、５～２９人を雇用する事業所を第二種事業所として調査を実施しています。

今般実施する第二種事業所の調査は、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域内の指定調査区に所在する貴会会員の所属する事業所を含めたすべての事業所を、統計調査員が平成２７年１月から２月にかけて訪問し、事業所名、所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査いたします。

次に、この調査で明らかになった常用労働者を５～２９人雇用する事業所の中から、無作為に調査対象事業所を指定します。指定された事業所には、平成２７年７月分から原則として１８か月間連続で統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金及び労働時間について調査いたします。この場合、統計調査員は平成２７年７月に調査依頼の訪問を、８月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、毎月勤労統計調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレット（「毎月勤労統計調査のお願い」、「毎月勤労統計調査について」、「まいきん」）を添付いたしますので、貴会会員の所属する事業所への周知等にご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

福島県社会保険労務士会復興支援事業

年金・労働相談会及びセミナー

■日時：平成27年1月27日(火)

■場所：福島県立医科大学附属病院 1階

年金・労働無料相談会
臨床腫瘍センター

とき 10:00～15:00

年金の手続・相談、退職後の手続、雇用・失業・労災・労働にトラブルなどのご相談にお応えします!!

年金

◆障害年金請求書の書き方、申立など請求の手続きがわからない。
（老齢年金・遺族年金・障害年金）
◆勤めていたはずの加入記録がない。
◆どのくらい年金がもらえるのか知りたい。

※本人確認ができれば、その場で加入記録や年金見込額がわかります。

※専用端末による年金記録の確認には、次の①～③いずれかの本人確認書類等が必要となります。

①顔写真入りの本人確認書類（免許証やパスポート等）
②顔写真のない本人確認書類２種類（健康保険証と年金手帳の組み合わせ等）
③【代理人の方（配偶者等）が来店される場合】代理人の本人確認書類と所定の委任状

労働

◆職場環境によりうつ病になった。
◆社内でセクハラがある。
◆会社から退職を言い渡された。

セミナー
第2臨床講義室

とき 13:00～15:00

内容

障害・厚生(基礎)年金の手続について
・がん、脳疾患、心疾患、糖尿病、うつ等の障害年金の請求方法等
講師　社会保険労務士

退職後の医療保険等について
・失業給付のもらい方、退職後の傷病手当金の手続の仕方等
講師　社会保険労務士

定員

５０名
参加のお申込またはお問合せは、福島県社会保険労務士会へご連絡ください。

相談、セミナーの参加は**無料**です。当日の相談・参加も可能です。

福島県社会保険労務士会
〒960-8252 福島市御山字三本松 19-3
TEL 024-535-4430

街角の年金相談センター福島
〒960-8131 福島市北五老内町 7-5 2F
TEL 024-531-3838